

令和7年11月10日
学 校 健 康 推 進 課

世田谷区学校給食費会計条例を廃止する条例

1 主旨

学校給食費の無償化に伴い、特別会計として当該学校給食費に係る収支を管理する必要がなくなったことから、世田谷区学校給食費会計条例を廃止する条例を提案する。

2 内容

世田谷区学校給食費会計を廃止し、附則において、廃止する会計に係る令和7年度の歳入、歳出、決算及び廃止する会計に属する債権債務、歳計剰余金の一般会計への引き継ぎについて経過措置を定める。

3 廃止案

別紙、新旧対照表のとおり

4 今後のスケジュール（予定）

令和7年11月 第4回区議会定例会に提案

令和8年4月1日 条例施行

世田谷区学校給食費会計条例を廃止する条例新旧対照表

廃止後	廃止前
○世田谷区学校給食費会計条例 昭和47年4月1日条例第15号 改正 平成5年3月12日条例第29号 平成28年12月9日条例第71号 <u>廃止 令和7年12月 日条例第 号</u> 世田谷区学校給食費会計条例 (設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、世田谷区立小学校及び世田谷区立中学校において実施する学校給食について、学校給食費の適正なる管理と運営を図るため、特別会計を設置する。 (歳入及び歳出) 第2条 この会計においては、給食費、一般会計繰入金及びその他諸収入をもつてその歳入とし、賄費及びこれに付随する諸支出をもつてその歳出とする。 (委任) 第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、世田谷区教育委員会規則で定める。 付 則 この条例は、公布の日から施行する。 附 則 (平成5年3月12日条例第29号) この条例は、平成5年4月1日から施行する。 附 則 (平成28年12月9日条例第71号) この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、世田谷区立小学校並びに世田谷区立玉川中学校及び世田谷区立芦花中学校におい	○世田谷区学校給食費会計条例 昭和47年4月1日条例第15号 改正 平成5年3月12日条例第29号 平成28年12月9日条例第71号 世田谷区学校給食費会計条例 (設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、世田谷区立小学校及び世田谷区立中学校において実施する学校給食について、学校給食費の適正なる管理と運営を図るため、特別会計を設置する。 (歳入及び歳出) 第2条 この会計においては、給食費、一般会計繰入金及びその他諸収入をもつてその歳入とし、賄費及びこれに付随する諸支出をもつてその歳出とする。 (委任) 第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、世田谷区教育委員会規則で定める。 付 則 この条例は、公布の日から施行する。 附 則 (平成5年3月12日条例第29号) この条例は、平成5年4月1日から施行する。 附 則 (平成28年12月9日条例第71号) この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、世田谷区立小学校並びに世田谷区立玉川中学校及び世田谷区立芦花中学校におい

廃止後	廃止前
て実施する学校給食にあつては、平成30年4月1日以後に実施するものに係る学校給食費から適用する。 <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 この条例による廃止前の世田谷区学校給食費会計条例の規定による世田谷区学校給食費会計（次項において「廃止会計」という。）に係る令和7年度の歳入及び歳出並びに決算については、なお従前の例による。</u> <u>3 廃止会計に属する債権債務及び歳計剰余金は、世田谷区一般会計（以下「一般会計」という。）が引き継ぐものとする。</u> <u>4 前項の規定により一般会計が引き継ぐ債権債務に係る収入及び支出は、一般会計の収入及び支出とする。</u>	て実施する学校給食にあつては、平成30年4月1日以後に実施するものに係る学校給食費から適用する。